

8川教健給第506号

令和8年5月1日

川崎市立小学校、特別支援学校小学部へ
お子様を通わせている保護者の皆様

健康給食推進室担当課長

「学校給食費区分変更届」提出のお願い

日頃から、川崎市の学校教育活動へご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

さて、令和8年度については、小学校と特別支援学校小学部については、国の「学校給食費の抜本的な負担軽減交付金」や「重点支援地方交付金」を活用することで、学校給食費の保護者の皆様のご負担はありません。

学校給食については、アレルギー等の理由により毎日お弁当を持参される場合や、長期欠席等により給食を食べない場合には「区分変更届」を提出し、食材の発注を止める手続きをしていただいています。令和8年度、学校給食費のご負担はありませんが、食材の過剰な発注による食品ロスを抑えるためにも、給食を食べない場合には「区分変更届」を提出していただくことが重要となっています。

また、上記のような給食を食べないお子様について、今後、給食費相当額を給付する制度を構築していくことを検討しており、基本的には「区分変更届」を提出しているお子様のうち、給食を停止している理由や、期間など一定の条件を満たした方が対象となる予定です。

つきましては、適切な「区分変更届」の提出について、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

【「区分変更届」提出の対象となる方】

アレルギーや長期欠席等の事情により、連続して4日以上、学校給食を喫食しない方

給食停止の種類	概要
停止	全て停止する場合
牛乳停止	牛乳以外の食事だけ喫食する場合
牛乳のみ	牛乳だけ飲用する場合(食事は停止)

【区分変更届の提出方法】

市ホームページからダウンロードするか、お子様が在籍されている学校にお問い合わせください。提出は、学校を通じてご提出ください。

<https://www.city.kawasaki.jp/880/cmsfiles/contents/0000121/121366/080331kuhen.pdf>



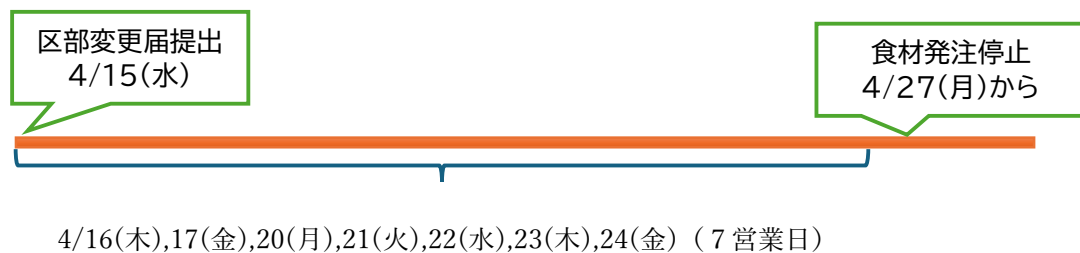
【区分変更届の効力】

届出を受けた日の翌日から起算して8営業日目から、食材の発注が停止されます。

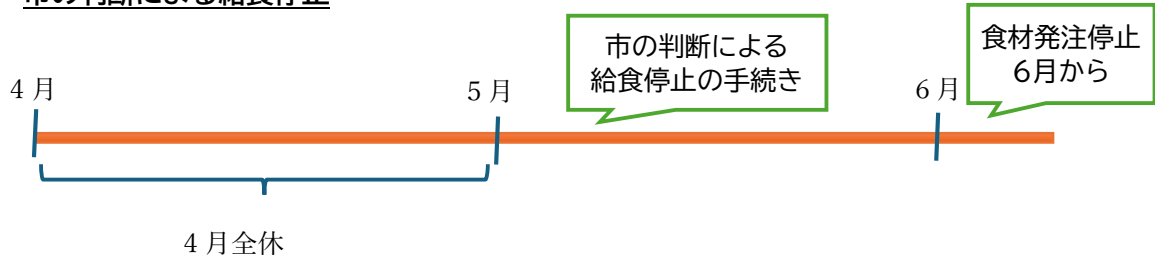
【その他】

- 長期欠席等により給食を停止しているお子様が登校した場合に、いつでも給食が食べられるように、各学校には予備分の給食を用意しています。「区分変更届」を提出していても、学校に来られるときは、安心して来てください。
- 「区分変更届」の提出がなくても、ひと月全て欠席し、その後も欠席が見込まれる場合には、全休した月の翌々月から給食を停止させていただきます。この場合でも、登校した場合にはいつでも給食が食べられます。

「区分変更届」提出から食材発注停止までの時期(例)



市の判断による給食停止



(問合せ先)

川崎市教育委員会事務局 健康給食推進室

電話 044-200-2539 FAX 044-200-1810

メールアドレス 88kyusoyku@city.kawasaki.jp